

〔 I 〕 災害補償制度

- 1 制度の特徴
- 2 対象となる職員
- 3 地方公務員災害補償基金
- 4 補償・福祉事業の種類及び補償等の手続の概要

地方公務員の災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害を使用者である地方公共団体がその責任において補償し、必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

1 制度の特徴

この制度は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生する点で、民法上の損害賠償が原則として過失責任主義をとっていることと大きく異なっています。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なっています。

さらに、災害補償制度は一部に年金制が採り入れられており、加えて補償を超えて福祉事業を行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度であって、賠償責任保険的な性格とは異なった制度となっています。

2 対象となる職員（災害補償制度の適用関係）

地方公務員の公務災害又は通勤災害に対する補償は、常勤職員については地方公務員災害補償法の規定により地方公務員災害補償基金がその実施に当たり、非常勤の職員については地方公務員災害補償法に基づく各団体の条例、労働者災害補償保険等の法令により、地方公共団体等が実施するしくみとなっています。

（参考）「職員」とは、次に掲げる者をいう。

1 常勤職員

- (1) 常時勤務に服することを要する地方公務員
- (2) 一般地方独立行政法人の役員（地方独立行政法人法第12条に規定する役員をいう。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受ける者（以下「一般地方独立行政法人の役職員」という。）のうち常時勤務することを要する者

2 非常勤のうち次の（1）又は（2）に該当する者

- (1) 再任用短時間勤務職員
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者
- (2) 常勤的非常勤職員
 - ① 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者。
 - ② 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者。

地方公務員の災害補償に関する関係法令の適用関係及び補償実施機関については次の表のとおりです。

区分	身分	地方公務員				非公務員		補償実施機関
	所属	地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人		
	職種	一般職	特別職	職員 (一般職)	役員 (特別職)	職員	役員	
常勤職員	全職員	地方公務員災害補償法						地方公務員災害補償基金
非常勤職員	再任用短時間職員	地方公務員災害補償法		地方公務員災害補償法				条例適用職員 地方独立行政法人の使用者たる役員 ↓ 各所属 それ以外の職員 ↓ 国(厚生労働省所管)
	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法						
	臨時職員等	議会、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等他の法令の適用を受けない者 (労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者)	地方公務員災害補償法に基づく条例		労働者災害補償保険法			
		水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者	労働者災害補償保険法 (労災法の対象とならない場合には条例)		(使用者たる役員については地方独立行政法人が定める。)		(使用者たる役員については地方独立行政法人が定める。)	
	職員	消防団員・水防団員		消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律				
	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律又は労災法	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律又は労災法		

以下、この手引は、常勤職員に適用される地方公務員災害補償法による補償等の内容や手続きについて説明するものです。

3 地方公務員災害補償基金

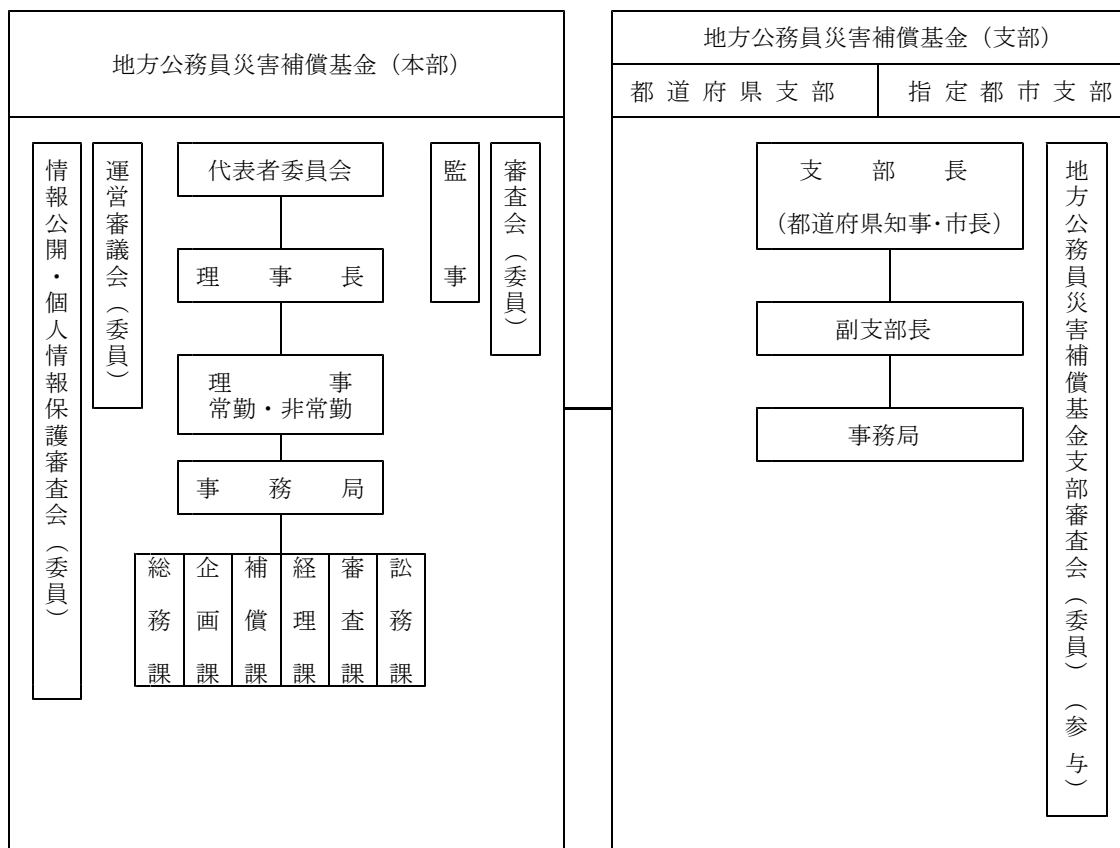
地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、地方公務員災害補償法によって設置された法人で、常勤職員の災害補償の実施を、当該職員の使用者である地方公共団体に代わって行うものとされています。

基金は、主たる事務所（本部）を東京都に、従たる事務所（支部）を各都道府県及び政令指定都市に設置（64支部）し、基金の業務のうち、災害の認定、補償の決定・実施等主な事務については、理事長から支部長に権限が委任され、支部で行っています。

また、補償の実態に必要な財源等基金の業務に要する費用については、各地方公共団体からの負担金で賄われています。

島根県支部については、県下の地方公共団体の常勤職員の災害補償事務を所掌し、事務所は島根県庁人事課内に置かれており、支部長である知事のもとに副支部長と事務局で組織されています。

基金の組織を図示すると、次のとおりです。



4 補償・福祉事業の種類及び補償等の手続きの概要

(1) 補償・福祉事業の種類

職員の公務災害又は通勤災害について基金が行う補償及び福祉事業の種類、事由及び内容については、詳しくは「補償と福祉事業の内容と請求手続」で説明しています。

(2) 補償等の手続きの概要

被災職員が基金による補償等を受けるためには、

ア まず、所属・任命権者を經由して、基金の支部長に対して、当該負傷等の災害が公務災害又は通勤災害であるとの認定を求める請求（認定請求）を行わなければなりません。

この場合、職員の任命権者は、提出された請求書等の内容を点検し、所要の証明等を行うとともに、意見を付して支部長に送付します。

また、任命権者は、被災職員自身が入院等のため自ら認定請求手続をとることが困難な場合等には、適正に手続きができるよう指導・援助しなければなりません。（認定後の補償等の請求についても同様です。）

イ 支部長は、上記の認定請求の内容を審査のうえ、当該災害が公務又は通勤により生じたものか否かを認定して、その結果を任命権者を通じて請求者に通知します。

この認定において、当該災害が公務上の災害又は通勤による災害であるとの認定があつて初めて、各種の補償等が受けられることとなります。

ウ 被災職員は、公務災害又は通勤災害と認定された災害に係る各種の補償等について、所定の補償

等の請求書により任命権者を經由して、基金の支部長に請求し、基金はこの請求に応じて補償等を実施します。

エ 補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については5年間）行使されないときは、時効によって消滅します。ただし、傷病補償年金は、原則として基金が職権でその支給決定を行うもの（職員からの請求も行うことができる。）ですから、傷病補償年金を受ける権利についての時効はありません。

「補償を受ける権利」とは、補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権です。これに対して、支給決定が行われた補償の給付金の支払を受ける権利については、法第63条の規定の適用はなく、金銭債権の一般規定である民法の規定が適用されます。

なお、時効の援用及び中断等については、法上明文の規定がないので、民法の定めるところによります。

(3) 行政手続法との関係

平成6年10月1日から行政手続法（平成5年法律第88号）が施行され、地方公務員災害補償の実施については、次のとおり取り扱うこととされています。

ア 審査基準及び処分基準の公表

審査基準及び処分基準に該当する通知等は、地方公務員災害補償基金関係法令集及び地方公務員災害補償基金関係通達集を、支部及び任命権者の災害補償担当窓口で、閲覧に供するが求めに応じて該当箇所を提示する方法で公表します。また、新たに制定され又は改正された審査基準及び処分基準に該当する通知等については、前記の法令集及び通達集に添付する等して公表します。

イ 標準処理期間の設定

(ア) 審査及び処分の標準的処理期間は、次のとおりです。

[標準処理期間一覧]

(単位：月)

補償の種類	決定内容	任命権者における標準的処理期間	基金における標準的処理期間	全体の標準的処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給（不定給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不定給）決定（疾病）	2	4	6
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1
障害補償	支給（不支給）決定	—	—	4
遺族補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（疾病による死亡）	2	4	6
葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（疾病による死亡）	2	4	6
介護補償	当初の支給（不支給）決定	—	—	4
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1

(イ) 判断根拠となる各種資料の分析に時間を要する等判断が極めて困難な事案については、標準

処理期間を超えて審査を行う場合があります。

- (ウ) 基金又は任命権者は、請求が法令に定められた請求の形式上の要件に適合しない場合、又は法令以外の通知等により必要とされている記載事項及び添付資料について不備がある場合は、原則として速やかに期間を定めて補正を求めます。この補正期間は、標準処理期間に含めません。
- (エ) 任命権者は、請求年月日と窓口で現実に受理した年月日が異なる場合は、請求年月日の修正を求めるか、又は請求書の欄外に窓口で現実に受理した年月日を記載して提出して下さい。